

○財務省告示第三百十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十九年十月二十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年十一月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第七百十五回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条、第九十二条第一項並びに財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札

五	募方	入札競争 入札競争 入札競争 入札競争 入札競争 入札競争 入札競争 入札競争 入札競争 入札競争 入札競争	価格競争入札発行」という。） を定める市場特別参加者による発行（以下
六	イ 発	国債市場 特別参加者 非価格競争 競争入札 行	各国債市場特別参加者ごとの応募 限度額の範囲内において各申 込みに応募額を割り当てる。
イ 発 行 争 額	億九千万円 額 九 千 万 円 一 兆 八 千 九 百 六 十七	金額 億九千万円 一兆八千九百六	特別会計に関する法律第
イ 発 行 争 額	十億九千万円 一兆八千九百六	財政資金法第九條第一項並	並びに特別会計に関する法律第八
イ 発 行 争 額	十億九千万円 一兆八千九百六	第百三十七條第十六條第十五條第二	及び
十億九千万円	金額 億九千万円 一兆八千九百六	第百三十七條第十六條第十五條第二	及び

十二	口	イ	一	十	十	九	八	七	イ	口	口
償還期限	行争非者特	入札	国債市	入札	発格競	振替単位	最額面金	払込金額	行争非者特	入札	国債市
た	争入札	格競	場	行	格競			金額	行争非者特	入札	場
平					額	の記載又は記録は、最低額と	五万円	一兆九千億千六百二十七万円			
成					面金額						
し					上						
、					の						
償還					それ						
期					につき						
が					百円						
銀行					に						
休					つき						
業					百円						
日					十七						
に					銭						

特別会計に関する法律第四十六
 条第一項の規定に基づき発行し
 た割引短期国債については、額
 面金額で四千三十二億円

円四千三百八十八億八千五百四十四万

五万円

平成二十九年十月二十日

額三厘以上、それの応募価格

平成三十年十月二十二日、償還期が銀行休業日に

十 十 十 十
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償
込 者 札 所 金 還
期 参 加 支 金
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当
成 務 本 面 還 た
二 大 銀 金 金 る
十 臣 行 額 支 と
九 か 百 支 き
年 から 円 に は
十 通 づ き そ
月 知 を 百 〇 の
二 受 円 円 翌
十 け た 営
日 者 業
日 者 日
に